

【新設】（取得価額の判定単位）

44の6-1 措置法令第28条の8の2第2項に規定する機械及び装置又は器具及び備品の1台又は1基の取得価額が2,000万円以上又は200万円以上であるかどうかについては、通常1単位として取引される単位ごとに判定するのであるが、個々の機械及び装置の本体と同時に設置する自動調整装置又は原動機のような附属機器で当該本体と一体になって使用するものがある場合には、これらの附属機器を含めたところによりその判定を行うことができるものとする。

【解説】

- 1 本通達では、本制度の取得価額要件の判定を行う場合のその判定単位について明らかにしている。
- 2 本制度の適用対象資産（再資源化事業等高度化設備）は、減価償却資産の区分に応じてそれぞれ一定の規模のものと規定され（措法 44 の6①）、具体的には、機械及び装置にあつては1台又は1基（通常一組又は一式をもって取引の単位とされるものにあつては、一組又は一式。以下同じ。）の取得価額が2,000万円以上のものと、器具及び備品にあつては1台又は1基の取得価額が200万円以上のものと、それぞれ定められている（措令 28 の8の2②）。
- 3 この取得価額要件の判定に当たっては、通常1単位として取引される単位ごとに判定することを原則とし、個々の機械及び装置等の本体と同時に設置する自動調整装置又は原動機のような附属機器でその機械及び装置等の本体と一体となつて使用するものがある場合には、これらの附属機器を含めたところでその取得価額が一定の基準額以上であるかどうかの判定を行うことができる。本通達では、このことを明らかにしている。